令和2年度石巻市新型インフルエンザ等対策本部会議

提 出 日:令和2年5月26日

担当部·課:教育委員会学校教育課[内線5022]

① 件 名

市立小・中学校の夏季休業期間の変更について

② 施策等を必要とする背景及び目的(理由)

【背景】

新型コロナウイルス感染症対策について、政府から全都道府県を対象とした緊急事態宣言が5月4日に発出され、県教育委員会からの協力依頼により、本市小・中学校及び高等学校について、臨時休業期間を5月31日まで延長することとした。

その後、5月14日に本県を含む39県で緊急事態宣言が解除され、県教育委員会から「学校 再開に向けた対応等について」の通知を受け、本市小・中学校及び高等学校について6月1日か ら学校を再開することとした。

【目的】

石巻市立学校の管理に関する規則で規定する休業日(第3条)について、本年度に限り、教育課程を再編成するため、新型コロナウイルス感染症対策に伴う休業日の特例として、小・中学校の夏季休業期間を変更し、必要とする授業日数及び時数を確保しようとするもの。

③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性

【根拠法令】

教育基本法、学校教育法、学校教育法施行規則、学習指導要領 石巻市立学校の管理に関する規則 学校保健安全法

【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け:有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】

④ 提案に至るまでの経過(市民参加の有無とその内容を含む。)

令和2年2月27日	国は小・中学校、高等学校及び特別支援学校の全国一斉臨時休業を要請
令和2年2月28日	市立小・中学校及び高等学校を3月2日から臨時休業とする。
令和2年3月25日	市立小・中学校及び高等学校は学年末・学年始休業(~4月7日まで)
令和2年4月 6日	県立学校は4月14日まで臨時休業とする。
令和2年4月 7日	国は7都府県を対象に緊急事態宣言を発出(効力は5月6日まで)
令和2年4月 8日	市立小・中学校は通常授業を開始、市立高等学校は入学式、始業式のみ
	を行い、県立学校と同様4月14日まで臨時休業とする。
令和2年4月13日	市立小・中学校は4月15日から5月6日まで臨時休業とし、市立高等
	学校についても5月6日まで臨時休業を延長
令和2年4月30日	市立小・中学校及び高等学校の臨時休業を5月10日まで延長
令和2年5月 4日	国は緊急事態宣言を発出、対象地域を全都道府県とし、その期間を5月
	31日までとする。
令和2年5月 5日	市立小・中学校及び高等学校の臨時休業を5月31日まで延長
令和2年5月14日	本県を含む39県の緊急事態宣言解除
令和2年5月16日	市立小・中学校、高等学校長あて学校再開に向けた対応等について通知
令和2年5月25日	石巻市教育委員会第5回定例会において、石巻市立学校の管理に関する
	規則の一部改正について提案し、小・中学校の夏季休業期間の変更を決
	定

⑤ 主な内容

新型コロナウイルス感染症防止対策に伴う休業日の特例として、教育課程を再編成する必要があることから、令和2年度に限り、小・中学校の夏季休業期間を7月21日から8月25日までとしているところを、8月8日から8月19日までに変更し、必要授業日数及び標準時数を確保しようとするもの。

⑥ 実施した場合の影響・効果(財源措置及び複数年のコスト計算を含む。)

- ・ 必要時数の確保
 - 1 通常時授業日数(夏季休業期間7月21日から8月25日⇒35日間)

小学校 201日 (小6 \Rightarrow 198日) 標準時数 1,015時間 中学校 201日 (中3 \Rightarrow 190日) 標準時数 1,015時間

- 2 夏季休業期間を 8月 8日 (土) ~8月19日 (水) とした場合⇒16日の増 臨時休業期間 4月15日 (水) ~5月31日 (日) 休業日数 ⇒29日の減
 - 令和 2 年度授業日数

201日-臨時休業日数29日+夏季休業短縮分16日=188日)

小学校 188目 (小6 \Rightarrow 185目) 中学校 188目 (中3 \Rightarrow 177目)

最大時数 1,128時間

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

・主な他市町の小・中学校の夏季休業期間の変更 (予定)

東松島市 8月8日(土)~8月19日(水)12日間 女川町 8月1日(土)~8月22日(土)22日間 仙台市 8月8日(土)~8月18日(火)11日間 塩釜市 8月8日(土)~8月19日(水)12日間 名取市 8月8日(土)~8月19日(水)12日間 富谷市 8月8日(土)~8月19日(水)12日間

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

- ・公布の日から施行
- ・夏季休業期間の変更内容等について、各学校長へ通知し、保護者には学校を通じて周知する。

9 その他

・学校給食の開始・終了時期及び給食費の算出

第1学期4月 8日から 8月 6日 (給食日数 51回)第2学期8月21日から12月23日 (給食日数 85回)

第3学期 1月12日から 3月23日 (給食日数 47回) 合計183回

※年間上限数 小学校180回、中学校175回に調整

- ・学校におけるエアコン設置状況 工期は7月31日となっており、全校で設置完了予定となっている。
- ・桜坂高等学校の夏季休業期間については、授業時数等を考慮し、別途対応する。